

鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金 Q & A

Q 1 いつ設置する太陽光発電設備等が補助の対象になりますか

○本市が交付決定した日以降に契約を行い、事業着手、事業完了をしたうえで、令和8年1月15日(木)までに実績報告書の提出ができる太陽光発電設備等が補助の対象となります。

Q 2 既設住宅への設置は対象となりますか

○対象となります。

Q 3 別荘への設置は対象となりますか

○「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q 4 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか

○「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を「自ら居住する住宅」の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q 5 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

○対象外となります。

Q 6 将来の住民を対象とすることはできますか

○実績報告時に住民であることを確認し、対象とします。

【注】将来の住民＝申請時に市外にお住まいであり、住宅の新築に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方。

Q 7 建売住宅への設置は対象となりますか

○対象となりますが、他の要件の確認を十分に行ってください。

【例】設置者（購入者）が住民（申請者）であること（PPAは対象外です）

【例】中古設備でないこと（目安として、建売住宅が売りに出されてからおおよそ1年内とします。）

○太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する契約の日が事業着手日となります。

○太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料も必要となりますのでご注意ください。

※他の工事の費用との区分別ができないものについては対象とすることは困難です。

Q 8 買替の場合も対象となりますか

○対象となりますが、「買替前と比較して CO₂ 削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外です。

※太陽光発電設備のパワコンのみの買替えなど、設備の一部のみの買替は対象外です。

Q 9 増設の場合も対象となりますか

○対象となりますが、他の要件の確認を十分に行ってください。

【例】増設した設備で発電した電力の 30%以上を自家消費することを確認する。

※本補助金を活用して設置した設備のある住宅への増設は対象外です。

Q10 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助ができますか

○1つの住宅に1回の補助金とします。

○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できます。

Q11 併用住宅へ設置する設備も補助対象となりますか

○対象となるケースもあると考えます。

【例】以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備 7 万円/kW の補助）

- ・併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・発電した電力の 30%以上を家庭用の電力として自家消費
- ・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

【注】「三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金」と重複して補助を受けないよう、ご注意ください。

Q12 共同住宅へ設置する設備も補助対象となりますか

○限定的ですが、補助可能なケースがあると考えます。

【例】大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の 30%以上を自らの居室で消費する場合。

Q13 15.5 万円/kWh を超える蓄電池は対象となりますか

○令和 7 年度から条件付きで対象となります。

○その条件とは、複数者からの見積りを取得する、または複数の販売事業者に対して 12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行い、こ

の確認を行ったことが分かる書類を提出することです。

- なお、交付率の上限 15.5 万円/kWh を超えているため、交付率は $15.5 \text{ 万円/kWh} \times 1 / 3$ を適用します。

Q14 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか

- 含まれます。

Q15 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。
- また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q16 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

- kW 又は kWh 単位として、太陽光発電設備は小数点以下を、蓄電池は小数点第 2 位以下を切り捨て処理してください。

Q17 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合はどうなりますか

- パネル (モジュール) とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。
- 「パネル (モジュール) のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q18 価格が 72.5 万円 (5 kWh) の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

- $72.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 14.5 \text{ 万円/kWh}$ (交付率上限 15.5 万円/kWh 以下)

$72.5 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 24.16\cdots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q18-1 価格が 98.5 万円 (5 kWh) の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

- $98.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 19.7 \text{ 万円/kWh}$ (交付率上限 15.5 万円/kWh を超える)

$15.5 \text{ 万円/kWh} \times 5 \text{ kWh} \times 1 / 3 = 25.83\cdots \Rightarrow 25.8 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q19 価格が185万円(12kWh)の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $185 \text{万円} \div 12 \text{kWh} = 15.4 \text{万円/kWh}$ (交付率上限 15.5万円/kWh 以下)

$185 \text{万円} \times 1 / 3 \times 10 \text{kWh} / 12 \text{kWh} = 51.38 \dots \Rightarrow 51.3 \text{万円}$ となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q20 FITを利用していないことは、どのように確認しますか

○交付申請時に添付してもらった「電力の消費計画書」から売電計画の有無が分かり、売電を計画しているのであれば、実績報告時に「電力会社との接続契約書、売電契約書」の写しを提出してもらいFITの有無の確認をします。なお、誓約書については、補助金を受け取った後にFIT認定を受けることが可能ですので、補助金を受け取った後もFIT認定を受けない誓約をしていただきます。

※買取契約を締結しない場合は、鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第11条の現地調査、第16条の自家消費割合の報告、第17条の現地調査等において確認します。

Q21 自家消費が3割以上の条件はどのように報告しますか

○申請時に提出を求める「電力の消費計画書」により、報告してください。

また、事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間は、「鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書(様式第11号)」を提出してください。

Q22 国の他の補助金等と併用することは認められますか

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して補助を併用することはできません。

<参考>他の補助金等の対象設備と、本補助金の対象設備を同時導入する場合

・次の(1)、(2)を共に満たす場合は対象となります。

(1) 本補助金の対象設備が国の他補助金等の対象設備等となっていないこと

(2) 本補助金の対象設備の経費と、国の他補助金等の対象設備の経費が明確に区分されていること

【例】「住宅本体」の新築に合わせて「太陽光発電設備」を設置し、「住宅本体」が補助対象となっている国の補助金等を受けた。「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」を合わせて一つの契約としたが、内訳書等により「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」の経費の区分が明らかになっている。

⇒太陽光発電設備を本補助金の対象とすることができる。

Q23 太陽光の国の補助金を受けている者に、蓄電池のみ補助対象とすることはできますか

○国の交付要件では、蓄電池は同要件の太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であることと記載されていますので、蓄電池のみを設置する場合は、補助対象となりません。

Q24 国の他の補助金等との併用確認はどのように行いますか

○誓約書の署名で確認することとします。

Q25 国のこどもエコすまい支援事業（新築 100 万円）と太陽光は併用可能ですか

○三重県から、以下のとおり中部地方環境事務所及びこどもエコすまい支援事業の事務局の回答が示されております。

<中部地方環境事務所>

新築の補助金 100 万円を受ける場合、工事区分を分けて同一の設備でないことが確認できれば本交付金の制度上、併用は可能です。

一方で、こどもエコすまい支援事業の取扱いは国交省担当課に必ず併用が可能かどうかご確認ください（HP 上では、「当該住宅に対して、重複して国の他の補助制度から補助を受けることはできません」と記載があります）。

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/>

<こどもエコすまい支援事業>

- ・100 万円は太陽光を含む新築住宅の全体にかかっている
 - ・「こどもエコすまい支援事業の内容について（令和 5 年 5 月 19 日時点）」
（https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomo-ecosumai_detail.pdf）
資料の別紙 1 1 に、（新築 100 万円の補助について）「住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。」と記載している
- 以上のことから、太陽光発電設備が設置された新築住宅に 100 万円補助を受けている場合、併用は不可との回答でした。

Q26 現場確認を実施しますか

○額の確定前に必要に応じて実施します。

※書面審査で仕様等が確実に確認できないものについては、現場確認を実施します。

Q27 FIT を利用せず売電できる業者はどこですか

○中部電力ミライズの HP 等を参考にしてください。

<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>

ページの下部に「固定価格買取制度以外での電力販売申込（非 FIT 買取）」の案内があり

ます。

【注】買取対象者は営業エリア内の方に限るなど一定の条件が付くことがあります。

【注】本Q&A記載以外の事業者について、購入窓口をご存じの場合は市へ情報提供をお願いします。

Q28 FITと比較して金銭的に有利となる場合はありますか

- 設備設置費、発電量（日照時間）、自家消費量、売電単価、借入状況等、様々な要因があるため、申請者自身で個別に試算してください。
- 申請者が設備の販売店等に相談いただくと、シミュレーション表等を提示していただけることがあると推察します。

Q29 実績報告書に保証書や取扱説明書を添付する理由は何ですか

- 保証書や取扱説明書により、仕様を満たしている（中古設備でない）ことを確認します。
なお、必ずしも保証書や取扱説明書の提出を求めるものではありません（申請時に提出してもらったカタログ等で必要事項が確認できれば問題ありません）。
- 提出する書類について、仕様を満たしていることが確認できるページのみを抜粋して添付する扱いとしても差支えありません。

Q30 蓄電池の仕様について

- 「鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金 交付申請の手引き」の中に簡易チェック表を準備しました。

Q31 蓄電池の「商用化・導入実績」はどのように確認しますか

- ホームページやカタログなどで、市場で販売されていることを確認することにより「商用化され導入実績があるもの」と判断します。

Q32 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきでしょうか

- ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。
- トライブリッド蓄電池（太陽光発電+蓄電池+EV 充放電システムなど）付帯のパワコンについては、15.5万円/kWhの制限価格の見直し、国の他の補助事業、メーカー及び他自治体の動向より令和7年度から補助の対象とします。ただし、ハイブリッド部のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分を控除してください。

Q33 10kWを超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか

- 補助に相当する発電（10kW）量の30%を自家消費する必要があります。

【例】12kWの発電設備を設置する場合

→発電量×10kW/12kW×30%以上の電力を自家消費する

Q34 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできますか

○蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q35 太陽光発電設備設置によりどの程度のCO₂が削減されますか

○クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のホームページに参考となる記述があります。

<https://www.tokyo-co2down.jp/re-energy/efforts-renewable/taiyoko-system>

・3kWの太陽光発電設備 → 1,950kg/年のCO₂削減

Q36 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか

○補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。

○定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

- ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っていただいて構いません。
- ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

〔参考2〕

蓄電容量（小数点第2位以下切捨）：SII登録製品はホームページで検索可能です

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q37 リチウムイオン蓄電池のJIS対応の確認が困難なものはどうすれば良いですか

○国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件j(a)及びk(a)に記載のあるJIS準拠の条件について確認が困難な場合は、SIIにて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断します。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

Q38 太陽光発電設備の価格が7万円/kWを下回る場合の補助金額はどうなりますか

○実際の価格（工事費込み・税抜き）を補助対象とします。

Q39 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方は

- 既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。
- 既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量+増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。

【注】同一系統に接続した場合は既存設備も非FIT（卒FIT等）であることが前提です。

Q40 ポータブル蓄電池は補助対象となるか

- 定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要です（供給先が100VコンセントやUSBのみでないこと）。

Q41 自家消費割合の報告は必須ですか

- 当該報告を実施する目的について、補助対象設備を補助金交付後も適切に管理・運用していくことや発電量の30%以上を自家消費すること等の条件が国の要綱等に記載されていますので、会計検査、監査、議会等において、補助金交付に対する効果の説明を求められることが考えられるため、発電実績（CO2削減実績）等を求めるものです。そのほかにも申請者が報告することで、温室効果ガス削減に寄与していることを実感してもらい、脱炭素意識のさらなる向上が得られると考えています。以上のことより、設置後3年間は報告が必須となります。

Q42 申請時に複数見積りは必要ですか

- 複数者から見積りを取り、適切な設備価格で補助金申請をしてください。